

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期全面解決を求める意見書

昨年12月25日、大阪高等裁判所は、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟第2陣控訴審において、原告ら被害者を救済する判決を下し、第1陣、第2陣の大阪地方裁判所判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を認めた。

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟には、118名の与野党の国会議員から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられた。また、地元泉南市と阪南市の市長・議長も、上告断念を含む早期解決の決断を国に要請した。大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得ている。ところが、国は最高裁判所に上告受理申立した。

平成18年5月の第1陣の提訴以来、すでに10名以上の原告が死亡し、多くの生存原告も病状の悪化に苦しんでいる。「命あるうちの解決」は、文字どおり原告らの待ったなしの切実な願いである。国には、最高裁判所の判断を待つのではなく、自らの政治決断による早期の全面解決が求められている。

よって、本市議会は、国に対し、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期全面解決を求めるとともに、すべてのアスベスト被害の救済とこれ以上のアスベスト被害者を発生させない万全な規制や対策の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月25日

岸和田市議会